

ふるさとしばた応援寄附金PR業務委託 仕様書

1 業務目的

ふるさとしばた応援寄附金の促進を図るとともに、新発田市の観光、特産品の魅力を全国にPRするため、高品質な写真の撮影、より充実したパンフレット及びホームページ制作に必要なデータを作成し、「新発田市」の知名度の向上、交流人口の増加、産業の活性化に寄与する。

2 委託期間

契約日から令和4年9月30日まで

3 業務内容

- (1) パンフレットデータの制作
- (2) 返礼品提供事業者の取材
- (3) 掲載写真の撮影（商品写真、イメージ写真、作業風景など）
- (4) ふるさと納税ポータルサイト返礼品紹介ページのコンテンツ制作
- (5) ふるさと納税ポータルサイト返礼品紹介ページの商品画像の編集

4 ふるさとしばた応援寄附金のコンセプト

(1) ターゲット

① 月岡温泉旅館感謝券

関東圏及び近県の富裕層並びに県内（特に新潟市内）に居住している方。

② その他特産品

メインターゲットは、関東圏に居住している方で、比較的所得水準の高い40～60歳代の方。

(2) 新発田市の紹介

「新発田市へ行きたい」「新発田市の特産品を手にしたいたい」と思ってもらえるような新発田市の特産品の魅力と新発田市の観光資源を紹介するもので、新発田市が提供する資料等を基に訴求力のあるイメージの醸成を重視した高品質な写真、特産品紹介、キャッチフレーズとする。

(3) 返礼品のラインナップ

自分ではなかなか買えないが、もらえると嬉しい商品に人気集中していることから、品質の高い厳選した商品を返礼品とする。

5 パンフレットデータ制作

ふるさとしばた応援寄附金パンフレットの企画、編集、制作（イラスト等の作成。）、デザイン、レイアウト、版下作成（完全データ作成まで。）を行う。なお、過去のパンフレットに使用している写真のうち、新発田市が所有している写真は、提供する。ただし、印刷業務は除く。

また、別途決定するパンフレットの印刷業者とは、色彩等遺漏のないよう綿密な連絡を行うものとする。

(1) 企画コンセプト

- ① 「新発田市へ行ってみたい」「新発田市の特産品を手にしたいたい」と思ってもらえるもの。
- ② 新発田市の特産品と観光を効果的にPRできるストーリー性の高いもの。
- ③ 特産品の生産者や観光産業に携わる経営者など「人」に焦点を当てたもの。

(2) 企画

制作に際しては、パンフレットの企画案及びラフデザイン案を複数作成し、提案すること。

(3) ターゲット

- ① 所得水準が比較的高い40～60歳代の方
- ② 新発田市郷人会会員
- ③ 返礼品のうち、月岡温泉旅館感謝券は、関東圏、新潟県及び新潟県近県の方、その他特産品は関東圏、関西圏など人口密集地に居住する方からの寄附が多いことから、これらの傾向を意識したパンフレット制作を行うこと。

(4) パンフレットの用途

- ① 新発田市郷人会への配布
- ② 市内・県内の公共施設や道の駅、月岡温泉各旅館で配布
- ③ 首都圏のアンテナショップで配布
- ④ イベントや祭り、県外での観光キャンペーンでの配布

(5) 原稿作成

文字原稿を含む全ての原稿（地図、イラスト、特産品紹介、キャッチコピー等を含む。）を作成すること。また、原稿作成に関して、返礼品提供事業者との調整が必要なものについては、返礼品提供事業者及び新発田市と打合せを行うこととする。

(6) 規格及び部数

- ① 体裁：A4サイズ 中綴じ 60ページ（表紙及び裏表紙を含む。）
- ② 色数：4色フルカラー
- ③ 印刷線数；250線以上
- ④ 紙質：コート紙73K以上
- ⑤ 部数：25,000部（予定）

(7) 校正・確認

校正は原則3回行うものとする。なお、校正作業は、新発田市が校了と判断するまで行うものとする。

(8) 納品期限、納品物

① 納品期限

令和4年8月31日

② 納品物

ア 版下データ（再編集可能なデータ及びアウトライン化済みのデータ。）

Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。

イ PDF ファイル（ファイル容量については、新発田市が別途指定。）

(9) 納品場所

新発田市役所本庁舎5階総務課及び別途新発田市が指定する場所

6 取材、写真撮影

(1) 事前準備

受注者は、ふるさとしばた応援寄附金のコンセプト及び目的について十分確認・理解したうえで、事前に新発田市と取材内容及び撮影イメージに関する打合せを行うこと。

(2) 取材

返礼品の魅力と生産者のこだわりを余すところなく寄附者にPRするため、農業、食品加工、観光など、それぞれの分野で実績のあるプロのライターを選定すること。
なお、ライターの選任にあっては、新発田市の承諾を得ること。

(3) 掲載写真の撮影

掲載する写真は、野菜、果物、和菓子、日本酒、加工品といった食品が多く、物撮りだけでなく、イメージカットの撮影も含まれることから、食品撮影の実績があり、提案力のある経験豊富なプロのカメラマンによる撮影とすること。

また、特産品の生産現場など屋外での撮影も行うことから、その分野で実績のあるプロのカメラマンを選定すること。

なお、カメラマンの選任にあっては、新発田市の承諾を得ること。

(4) 写真撮影・加工に係る拘束日数等（年間想定数量）

| 項目 | 数量等 | 備考 |
|--------------------|-----|---|
| 取材 現地・作業風景撮影 | 30日 | ・返礼品提供事業者への取材（最大30社程度を想定） ・特産品の生産現場や作業の様子を撮影 |
| 商品撮影、イメージ カット撮影 | 20日 | ・スタイリング、料理代、会場借上代金等、演出上の必要経費を含む |
| 商品画像編集 | 20品 | ・ふるさと納税ポータルサイト掲載に必要な写真データ編集（既存写真の合成・編集） |

取材先の所在地については詳細な所在番地は未定ですが、新発田市内となります。

(5) 納品期限、納品物、納品場所

① 納品期限

別途新発田市が指定する期日

② 納品物

電子データ（DVD-R）2枚（元データ及び加工データ各1枚）

※本業務で撮影、加工、編集した全てのデータを納品すること。

※受注者手持ちの素材で提供しても差し支えないデータは納入すること。

③ 納品場所

新発田市役所本庁舎5階総務課及び別途新発田市が指定する場所

(6) 写真撮影に要する経費の支出

月岡温泉などでの写真撮影に要する協力謝礼（料理実費代、会場使用料など）として、20,000円（税込）を経費に含めること（1か所を想定）。経費の支払いは受注者が撮影協力者に立替払し、履行確認後、他の経費とともに新発田市に一括請求するものとする。

7 ふるさと納税ポータルサイト返礼品紹介ページのコンテンツ制作

取材、写真撮影の成果をもとに、ふるさと納税ポータルサイトの返礼品紹介ページのコンテンツ制作を行う。

(1) コンテンツ制作

ふるさとしばた応援寄附金の返礼品として採用している特産品に関するこだわりや製造方法等の情報収集に努め、高品質な写真とあわせて、その魅力を余すことなく紹介すること。

なお、コンテンツは、各ポータルサイトのガイドライン及びマニュアルに基づいた配置とし、受注者は各ポータルサイトにあった文章と写真を配置したファイルを作成・納品し、システムへの入力作業は新発田市が行うものとする。

① ふるさとチョイス

ア 地域ページ

返礼品の特徴及び魅力を簡潔・明瞭に伝えること。

イ 詳細ページ

返礼品の美味しさ・魅力だけでなく、その背景にある生産者の想いやこだわりをわかりやすく紹介すること。また、写真を多用し、訴求力のあるページを作成すること。

② その他ポータルサイト

掲載写真点数及び商品紹介掲載スペースが限られるため、各ポータルサイトの掲載スペースに合わせて、返礼品の特徴・魅力、生産者のこだわりや想いを簡潔・明瞭に伝えること。

(2) 成果品

① Word又はExcelに文章と写真を配置したデータ

② 入稿データに使用した写真（各ポータルサイトのガイドライン及びマニュアルに指定された画像サイズに加工したもの。）

(3) 納品期限

別途新発田市が指定する期日

(4) 納品場所

新発田市役所本庁舎5階総務課

8 ふるさと納税ポータルサイト返礼品紹介ページの商品画像の編集

上記ポータルサイトの返礼品紹介ページに掲載する商品画像に、商品の特徴をわかりやすく伝える文字テキストなどを挿入する。

(1) 商品画像の編集

商品画像に、商品の量や質、発送回数などを追加し、画像訴求を強める。

なお、編集は各ポータルサイトのガイドラインに基づいて行うこと。

(2) 成果品

編集写真（各ポータルサイトのガイドライン及びマニュアルに指定された画像サイズに加工したもの。）

(3) 納品期限

別途新発田市が指定する期日

(4) 納品場所

新発田市役所本庁舎5階総務課

9 その他注意事項

- (1) 本業務委託により作成されるパンフレット、写真等の著作権は、新発田市に帰属することとし、市は、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、新発田市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを受注者が行うこととする。また、この場合、受注者は当該契約の内容について事前に新発田市の承認を得ること。
- (3) 成果品の引き渡し以後において、明らかに受注者の責に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、業務遂行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (5) 受注者は、業務遂行に当たり、中立を保持し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ新発田市と協議のうえ、承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、新発田市と受注者で協議のうえ、決定する。

※業務終了後、この契約について業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。